

# 大阪市臨時的任用職員（事務職員）採用試験要綱

令和7年8月19日

大阪市健康局

## 1 採用予定者数・採用期間・受験資格等

採用予定者数	9名程度 この試験の合格者は、「大阪市臨時的任用職員（事務職員）採用候補者名簿」（以下、「採用候補者名簿」）に登録されます。
採用期間	令和7年9月16日～令和8年3月15日 ※ただし、本市が採用期間の延長が必要と認める場合、令和8年3月31日まで採用期間を延長することがあります。
受験資格	次の受験資格をすべて満たす方がこの試験を受けることができます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・日本国籍を有する者又は日本国における永住権を有する者</li><li>・地方公務員法第16条各号に該当しない者</li></ul> <地方公務員法第16条(抜粋)> <ol style="list-style-type: none"><li>1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li><li>2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者</li><li>3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</li><li>4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</li></ol> <ul style="list-style-type: none"><li>・Microsoft Word、Microsoft Excel を使用し文書の作成（印刷、保存等の一連作業を含む）、データの入力などが可能な者</li></ul>
職務内容	国家戦略特別区域法（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）、住宅宿泊事業法及び旅館業法に関する業務 （主なもの） <ul style="list-style-type: none"><li>・申請前相談・苦情相談対応業務（電話、窓口等）</li><li>・認定、許可申請等にかかる事務（受付、調定、決裁、認定書交付等）</li><li>・施設の営業実態調査等の事務的業務</li></ul>
配属予定先	大阪市保健所環境衛生監視課

## 2 申込方法

次の書類を送付または持参してください。

### (1) 提出書類

ア 大阪市臨時的任用職員採用申込書

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

イ 申し立て書

※本市所定の様式に限ります。大阪市ホームページまたは要綱配付場所で取得してください。

### (2) 受付期間

令和7年8月19日（火）～令和7年9月3日（水）まで【必着】

### (3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課（大阪市役所2階）

※書類を送付する場合は、封筒の表に、「臨時的任用職員（事務）採用申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留等で送付してください。なお、簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

※持参の場合は受付期間内（土、日、祝日を除く）の午前9時から午後5時30分まで

### (4) 試験要綱等配付場所

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課

## 3 採用試験

### (1) 試験日時・場所等

試験日時	集合場所	試験内容
令和7年9月7日（日） <u>午前10時集合（時間厳守）</u> ※受付：午前9時30分～	大阪市役所 地下1階 第2共通会議室 （大阪市北区中之島 1-3-20） ※「試験会場案内図」参照	・論文試験 ・口述試験

※受験票は送付しませんので、当日直接会場までお越しください。

### (2) 合否通知等

- ・選考後、合否に関わらず受験者全員に文書で通知します。
- ・合格者は、論文試験及び口述試験の合計得点の上位の方から「採用候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき、採用予定人数までを採用します。
- ・「採用候補者名簿」の登録期限は令和8年3月15日までとなり、採用決定者の採用辞退や退職等で欠員が生じた場合に、名簿の順位に従って、その都度、採用者を決定します（なお、採用されない場合もありますので、ご了承ください）。

### (3) その他

- ・集合時刻より30分以上遅刻した場合は、受験をお断りいたします。
- ・受験資格がないこと及び申込書記載事項に虚偽のあることが認められた場合は、合格を取り消すことがあります。
- ・採用後は、営利企業等への従事は認められませんので、採用期日までに退職等の手続きを完了する必要があります。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。また、書類に記載された内容は採用試験実施の円滑な遂行に用い、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、それ以外の目的には使用しません。

## 4 勤務条件等

### 1. 初任給（月額）：213,556円（令和7年4月1日現在）

※ 地域手当を含みます。

※ 初任給は、職歴等により加算される場合があります。

※ 扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等が本務職員と同等に支給されます。

### 2. 勤務時間：午前9時00分から午後5時30分（休憩時間45分）

### 3. 休日：土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

### 4. 有給休暇：10日

※ 1年につき20日（採用期間に応じて比例付与）

### 5. 社会保険等：健康保険については、大阪市共済組合の加入となります。

年金については、厚生年金（日本年金機構）の適用となります。

※上記以外の勤務条件については、基本的に本市職員に準じたものになります。詳細は、採用決定後にお知らせします。

